

宿毛市入札参加資格審査申請の受付について
(物品・役務等)

第1 競争入札に参加する者に必要な資格等

一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者は、審査基準日（令和8年10月1日）における事項において資格審査を受け、宿毛市契約規則（昭和45年宿毛市規則第19号）第23条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登載された者となります。ただし、次に掲げる事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を付さないこととします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 主たる営業所在地の国税、都道府県税及び市区町村税のいずれかに滞納がある者
- (5) 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成24年宿毛市規則第28号）に基づく排除措置期間中の者及び同規則第4条に掲げる排除措置対象者に該当する者

第2 資格の有効期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（1年間）

第3 申請書の提出期間及び提出方法

1 提出期間

令和8年10月1日（木） ～ 令和8年12月28日（月）

※2(1)に掲げる電子申請による提出の場合は、令和8年12月29日に日付が変わるまで申請データの送信が可能です。

2 提出方法

原則として、(1)の電子申請により提出してください。電子申請による提出が難しい場合は、(2)の紙申請も可能です。

(1) 電子申請

宿毛市入札参加電子申請システムを使用して提出してください。

<https://www.nssinsei.jp/sukumo-city>

(2) 紙申請

持参又は郵送により、宿毛市役所 3 階総務課契約係へ提出してください。

〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘 1 番地

宿毛市役所 総務課契約係 宛て（令和 8 年 1 2 月 2 8 日（月）午後 5 時必着）

・受付時間（持参の場合）

開庁日の 8 時 3 0 分から 1 7 時まで（1 2 時から 1 3 時までを除く。）

第 4 提出書類

次のとおりとします。なお、紙での提出の場合は、必要部数は各 1 通とし、原本以外のものにあつては全て A 4 サイズとし、順番に並べてください。（ファイル綴じの対応は不要です。）

1 共通様式

(1) 令和 9 年度 宿毛市物品・役務等競争入札参加資格審査申請書

(2) 営業種目一覧表

(3) 営業に係る許可書等の写し（国又は地方公共団体の許認可が必要な業種に限る。）

(4) 年間委任状（年間を通じて入札、契約等の権限を委任する場合のみ。様式は任意。）

(5) 主たる営業所在地の納税証明書（申請日において発行後 3 か月以内のもの。写し可。）

ア 国税

個人事業者の場合：証明書の様式その 3 の 2（「その 3」でも可）

法人事業者の場合：証明書の様式その 3 の 3（「その 3」でも可）

イ 都道府県税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書

ウ 市区町村税 滞納なし又は未納の税額がないことの証明書

※(4)に掲げる年間委任状を提出する場合は、委任先の営業所等分についても、(5)の納税証明書のイ及びウをそれぞれ提出してください。）

※年度ごとの納税証明書のみを発行している自治体の場合は、直前1年分の全ての税目の納税証明書を提出してください。

※東京23区に主たる営業所又は委任先の営業所等を有する法人の場合は、(5)のウは不要です。

(6) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

(7) ISO認証を取得している場合、ISO認証登録証の写し（有効期限内のものに限る）

※電子申請の場合は、「その他提出書類(任意)」の欄より提出してください。

2 個別様式

(1) 法人の場合

ア 商業登記簿謄本（申請日において発行後3か月以内のもの。写し可。）

イ 決算報告書（直近のもの。写し可。）

(2) 個人の場合

身分証明書 1点

※証明書類の有効期限は、申請日において発行後3か月以内のもの。ただし、運転免許証等の有効期限が定められている書類の場合は、その期間内であれば有効とします。

第5 資格付与後の取扱

1 申請内容の変更

申請書を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を市長に提出してください。

2 組織変更等に伴う再審査

(1) 組織変更等に伴う場合

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協同組合を設立した場合等は、随時資格の再認定を受けることができるものとします。この場合においては、速やかにその旨を市長に届け出てください。

(2) その他の場合

次に掲げる事項に該当したときは、直ちにその旨を市長に報告してください。
この場合においては、有資格者の申請により資格の再審査を行うものとします。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行ったとき。

3 資格の取消し

市長は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとします。

(1) 第1の(1)～(5)のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 提出書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第6 問い合わせ先

宿毛市役所 総務課契約係

電話番号：0880-62-1253

E-Mail：keiyaku@city.sukumo.lg.jp